

少年法改正についての意見

2012/12/21
被害者と司法を考える会
代表 片山徒有

2012年9月に諮問され法制審議会で議論されている少年法改正案についての意見を述べたいと思います。

当会は発足以来、少年司法関係者と何度も意見交換するなど活動の軸に少年事件を置いてきました。また私自身少年院を訪問し被害者の視点に立った矯正教育を援助してきた経験があります。

その中で日本の少年法の良いところを感じてきました。

少年が立ち直る事で自らの生き方を再考し、やがて社会や被害者に対しても素直な心で接する事ができる視点を大人が示す指針となっている法律だと思います。

海外の事例のように少年が非行の結果社会からも断罪され自らの名前を変えなければ生きられなかった話しを聞くと日本社会とりわけ少年法のすばらしさを感じずにはられません。

今回、改めて調べて見ましたが最近の日本では特に少年事件が急増して社会現象化しているという事は見られません。

司法統計でも、少年の一般保護事件終局総員数は、平成13年の79998件に比較して、平成23年では48880件と約60%に当たり大幅に減っています

また被害者に対する施策も数々の具体策が実現化して過去のように被害者の疎外感、孤立感は少なくなっているように思います。

これらの事実を踏まえた上で今回の少年法改正について意見を述べます。

- 1) 少年事件の特性を考えると検察官関与は拡大するべきではない
- 2) 少年事件に見られる不定期刑は更生教育の効果を期待する意味で現実に即した制度であると考えられるのでそのまま維持して欲しい。
- 3) 有期刑の上限及び下限の引き上げについて、いずれも反対する。少年にとっての一年は、成人の一

年と比較して可塑性が高いために有意義に使うべきであり、少年院での処遇を前提にして考えると処遇期間の上限は現状を維持すべきである。

4) 少年に対して公費で全件国選付き添い人が付く制度を実現して欲しい。

また、以上の提案に沿って少年法全体に対する意見も以下の通り述べたい。

1) 少年法の理念に基づく見直しをして頂きたい。

2000年以降、何度か法改正が行われてきたが、いま一度、原点に立ち返って再度の見直しをして欲しい。

具体的には、

A) 少年事件について逆送を行わない

B) 少年事件は、家庭裁判所で結論を出す

C) 検察官関与は行わない

D) 被害者傍聴は認めない、

という点が、主な見直し点と考えられる。

2) 昨今の成人の刑事事件に見られる、被害者参加人制度は被害者遺族の負担が増すばかりだと考えており、少年事件においても実施すべきではない。

3) 同様、被害者の質問や意見は家裁調査官あるいは判事を通じて行うべきである。

4) 少年に対する国選付き添い人制度の拡充とともに被害者に対する支援弁護士制度を拡大運用できるよう実現して欲しい。

5) 少年の社会記録は、被害者にも少年の立ち直りにも必要な事なので一定の配慮の上開示して欲しい。

6) 少年の立ち直りだけでなく、被害者の回復について弊害の大きい、少年の刑事裁判手続きは行わないで欲しい。

7) 少年院の施設を増設しその職員を増員し、すでに少年刑務所に送致された少年をも受け入れて少年院で処遇が行えるようにして欲しい。

以下、編集追記

詳細な説明は、<http://dp09232070.lolipop.jp/s2012122102.pdf> をご確認ください。

被害者と司法を考える会事務局